

令和 2 年

# 総務産経常任委員会会議録

令和 2 年 3 月 3 日

田上町議会

令和 2 年 第 2 回 定 例 会  
総務産経常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第 1 委員会室
- 2 開 会 令和 2 年 3 月 3 日 午前 9 時
- 3 出席委員
- |     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 3 番 | 藤 田 直 一 君 | 8 番  | 椿 一 春 君   |
| 4 番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 10 番 | 松 原 良 彦 君 |
| 5 番 | 小 嶋 謙 一 君 | 11 番 | 池 井 豊 君   |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊 倉 正 治 君
- 5 欠席委員
- 12 番 関 根 一 義 君
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |         |         |        |       |
|---------|---------|--------|-------|
| 町 長     | 佐 野 恒 雄 | 地域整備課長 | 土 田 覚 |
| 副 町 長   | 吉 澤 深 雪 | 産業振興課長 | 佐 藤 正 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 和 弘 | 政策推進係長 | 渡 辺 聡 |
| 政策推進室長  | 堀 内 誠   |        |       |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡 辺 明
- 書記 中 野 祥 子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 高橋秀昌 議会議員 中野和美
- 議会議員 品田政敏
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第 2 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 道の駅たがみ建設（建築本体）工事請負契約について

議案第 9号 道の駅たがみ建設（電気設備）工事請負契約について

議案第 10号 道の駅たがみ建設（機械設備）工事請負契約について

議案第 11号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中

第1表 歳入

第1表 歳出の内

1 款 議会費

2 款 総務費（1項）

5 款 労働費

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

9 款 消防費

11 款 公債費

第2表 継続費補正

第3表 繰越明許費補正

議案第 12号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について

議案第 13号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について

議案第 17号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について

---

午前9時00分 開 会

---

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスにつきましては、隣の加茂市からも陽性の発症者が出たということで、皆さんも危機感を抱いているところでございますので、私としましてはこういう話を聞きまして、防災行政無線というのはこういうときこそ、活力が発揮されるのではないかと考えておりますが、今一生懸命設置に向かっておりますけれども、所管の総務課につきましてはスケジュールどおりの進捗をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入る前に町長から挨拶をお願いします。

町長（佐野恒雄君） 改めまして、おはようございます。ようやく春の訪れが感じられるかなというふうな気候といたしますか、なかなか新型コロナウイルスが全国的に蔓延といたしますか、広がりを見せておりますので、今委員長さんのほうからのお話がありましたように新潟県にも感染者は確認をされた。昨日の時点で県内5人が確認をされました。新潟県に入ってくるのももう時間の問題かなというふうな捉え方はしてはありましたけれども、やはりこうやって加茂市、三条市というふうなことを受けますと、本当に危機感を感じざるを得ない。そういう中で、町としても昨日警戒本部から対策本部に格上げした中で、これから様々なことに対してしっかりと対応して気を引き締めていかなければならないなということで、ここへ来る前に庁議を開かせていただいたというふうな状況でございます。しっかりと対応していかなければならないと考えております。今日は総務産経常任委員会付託案件審査ということで、慎重にご審議を頂きますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 本日の委員の欠席は、関根委員が欠席しております。

傍聴の申入れにつきましては、中野議員、高橋議員、品田議員より傍聴の申入れがありましたので、これを許可しております。報道機関といたしましては、三條新聞社に傍聴を許可しております。

それでは、本委員会に付託された案件は、議案第2号 情報通信技術の活用によ

る行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、議案第8号 道の駅たがみ建設（建築本体）工事請負契約について、議案第9号 道の駅たがみ建設（電気設備）工事請負契約について、議案第10号 道の駅たがみ建設（機械設備）工事請負契約について、議案第11号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項）、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、11款公債費、第2表、継続費補正、第3表、繰越明許費補正、議案第12号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第13号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第17号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について、以上の9議案であります。

なお、申し遅れましたが、この付託された議案審査の後に執行部から報告事項2件がございますので、それもつけ加えさせていただきます。

それでは議事に入ります。

議案第2号並びに議案第3号、この2件を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。

それでは、議案書の5ページお願いしたいと思います。議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定ということでございます。今回これに関する部分で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正がなされました。その関係で法律の題名等が変わった関係がございます、あと新たに法律ができたことにより条ずれ等できておりますので、この部分で町では田上町固定資産評価審査委員会条例及び田上町行政不服審査関係手数料条例の部分の改正する必要がありますので、今回修正をお願いするものでございます。

それでは、めくっていただいて、まず新旧対照表、資料ナンバー1を御覧いただければと思います。今ほど申し上げましたように、田上町固定審査評価審査委員会条例の一部を改正する条例の旧の部分の第6条の第2項でございますが、その部

分で行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律という部分が、今回新  
ということで、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律ということで題  
目が変更になっております。あとそのほかについては、新たに条ずれ等の関係がご  
ざいますので、その部分の改正でございます。めくっていただきまして資料ナンバ  
ー2、これも同じく新旧対照表でございますけれども、田上町行政不服審査関係手  
数料条例の一部を改正する条例でございますが、同じく別表第2のところの3項の  
部分で、法律の名称を変更をさせていただいているという部分が主な内容でござい  
ます。

続きまして、議案書7ページお願いいたします。議案第3号でございます。職員  
のサービスの宣誓に関する条例の一部改正ということでございます。こちらにつきま  
しては、会計年度任用職員の関係につきましても、職員のサービスの宣誓に係る規定の整  
備が必要になるということでございまして、こちらにつきましても、基本的に職員  
とは別な扱いをしてもいいということになっておりますので、こちらについては任  
命権者、最後別段に定めるという形で、めくっていただきまして、資料ナンバー3  
のところ、新たにこの部分をつけ加えさせていただいたということでございます。  
簡素化という部分では、例えば、任命権者、その職員のサービスの宣誓につきましても、  
任命権者の前で書くとか、職員であれば毎年必要なときに宣誓書を提出するとい  
うことになるのですけれども、その部分をもう少し簡略化するとか。会計年度任用  
職員は基本1年1年なのですけれども、同じ職員であればそういう部分の提出を省  
くことができるというような形で別段の定めということで、今回改正をさせていただ  
く内容でございまして、お願いをしたいと思います。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました議案第2号、議案第3号につきましても、質疑に入ります  
。ご質疑のある方、ご発言願います。

8番（椿 一春君） では、職員のサービスに関する条例のことに関してなのですが、最後  
のほうの任命者は別段に定めることができるということなのですが、これ大体どう  
いう形でいつ頃までにその運用を定めるのか決まっていればお聞かせください。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど申し上げましたとおりに、一応4月1日までは当然会  
計年度任用職員が始まりますので、それまでにはしっかりと定めて、考え方として  
は先ほど申し上げましたように、場合によれば宣誓書を書いていただいて提出のみ  
という形の部分も考えております。その辺は町長も含めて考えていきたいと思いま

すけれども、一応4月1日には準備していくということでございます。

8番（椿 一春君） それは、考え方は分かったのですが、その規定をどこか文書に残すのかを聞きたいです。

総務課長（鈴木和弘君） それは、規定のほうを整備させていただきます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第2号、第3号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第8号、第9号、第10号、これは工事請負契約に関するものがありますので、これを一括して説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の16ページお願いいたします。議案第8号でございます。道の駅たがみ建設（建築本体）工事の請負契約でございます。9号は次のページ、電気設備。それからめくっていただきまして、議案第10号は機械設備。それぞれ道の駅たがみの建設工事の関係になりますけれども、こちらにつきましては、去る2月の20日に制限付の一般競争入札を行わせていただきました。予定価格が5,000万円を超えるということから、現在は仮契約を締結しており、今回の議会で議決を頂き本契約を締結するという内容になっております。

それでは、16ページ、議案第8号につきまして、建築本体工事につきましては、契約金額につきまして4億40万円、契約の相手方といたしましては、小柳・渡大特定共同企業体でございます。

続きまして、17ページ、議案第9号、電気設備工事の関係でございますが、契約金額が8,800万円、大方・滝沢・阿部特定共同企業体でございます。

それから、めくっていただきまして、18ページ、議案第10号でございます。機械設備工事につきましては、1億1,330万円、中越大栄・武田・志田特定共同企業体とそれぞれ仮契約を締結しております。なお、参考といたしまして、入札調書を添付させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。入札調書につきましては消費税抜きでございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明がありました案件につきまして、ご質疑ある方、ご発言願います。

4番（渡邊勝衛君） 18ページの議案第10号に関する件でございます。これは、一応機械設備といった状態になっているわけですがけれども、この中において当然いろいろの機械設備があるかと思っておりますけれども、一番大きい機械設備でその名称と金額が分かったら聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） では、詳細は参事から説明させていただきます。

政策推進室長（堀内 誠君） ただいまのご質問でございます。機械設備の関係で言いますと、やはり建物に付随します衛生器具等あとまたは給水装置等が、または併せまして合併浄化槽というのが大きくなるものというふうな形になっております。

以上です。

（金額的にはの声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） 設計書からちょっと判断している部分でございますので、それら3つを合わせますと5,000万円前後。

11番（池井 豊君） もうちょっと答えようがないような質問をしますけれども、建築本体工事が落札率99.5%、電気工事94.1%、機械設備93%ということで、この落札の予定価格と落札、入札額の差が3億6,400万円の工事でありながら、僅か170万円の違いですね、本体工事は。電気設備の場合は495万円、500万円ぐらい。機械設備では700万円以上の違いがあって、それぞれの競争がなされたように見えるのですけれども、あまりに建築本体工事が言ってみればほかの業者はみんな3億8,000万円はかけないとできないと言ってるのに、この落札者は3億6,000万円台でできると。2,000万円ぐらいの差があるというような状況でございます。あまりにも落札率、ほかの札との差からするとちょっと奇異に感じる部分もでございます。

それから、さきに報道されたとおり、燕市において、水道関係ですけれども、入札予定価格漏えい等々の報道がありました。当町にはそういうものはないとは思っておりますけれども、あまりにも予定価格と入札価格の金額が近く感じております。それは、私の感覚です。当町における入札制度に間違いはないのか。またそういう予定価格漏えいのためにどういうふうな措置を。最近燕市の報道もあってそれからどういうふうなことをやっているのかとかそういうところを改めて担当課長からお聞きしたいと思えます。絶対漏えいはない、間違いがないというまず表明から願います。

総務課長（鈴木和弘君） 絶対ありません。特に漏えいで何かしているかという部分は、以前からもそういうことがないような形はあるのですけれども、この前庁議の中ではそういう報道があったという中で、こういうことがないように十分注意する旨町長のほうからも話がありましたので、当然事務をやっている上では当然そういう部分は常日頃から注意はしているかと思えますけれども、そういう部分は引き続き注意はしていきたいなと、こういうふうに思っています。

（じゃ、課長の言うのを信じますの声あり）

10番（松原良彦君） 私もこの3点についてお伺いします。

私は、こういう議会にこの案件が出てくる前にいろんなことを書いてあります。道の駅たがみ建設の工事請負契約について。これ工期を入れてもらうというわけにはいかないのでしょうか。ということは、今回もありましたけれども、私たちに説明するときはもう少し分かったほうがいいと思いますし、先般みたいに仕事が混んで最後になったら工期に間に合わないから、急いで自分たちに分かるようにということで早めに補正予算を組んだわけですが、補正予算を組んでも時間の余裕があれば順調にできたものをわざわざ難儀したという事例が今回ありましたので、工期を載せてもらえるかももらえないか。それはしなくてもいいのか、そこら辺もう少ししっかりと話ししていただきたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） ここに入るかどうかという部分は、私もちょっと今までそういう認識を持っていない。これ書式が決まっているのかどうかという部分があったものですから、ここに入るか入らないのかというのはちょっと私のほうとしても何とも言えないのですけれども。

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） すみません、工期は10月15日になっております。

（何事か声あり）

10番（松原良彦君） いや、私はどうしてもいうことではないのですけれども、これ工事というのはやっぱりいつからいつまでというふうに言ってあって、入札したときに以前に溯って工期を作るなどということはないと思いますので、やっぱり私どもとしては工期が入ったほうがいつ頃本当に終わるのかなということでもありますので、そこら辺はよく検討してできるものだったら4月から入れてほしいと思います。

以上です。

副町長（吉澤深雪君） 議案書に入れるかどうかは別として、参考資料、入札調書もありますので、それらほかの分かるように今後工期についても説明というか入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ないようですので、次に移ります。

議案第11号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について、歳入から説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の19ページからになります。議案第11号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第8号）でございます。歳入歳出それぞれ1

億2,803万4,000円の減額をお願いをいたしまして、歳入歳出それぞれ54億6,591万9,000円とする内容でございます。今回併せまして、第2表では継続費の補正、それから第3表におきましては、繰越明許費の補正ということでそれぞれお願いしているものでございます。

それでは、まず初めに、今ほど申し上げました議案書24ページお願いをしたいと思います。第2表、継続費の補正でございますが、変更ということで、2款総務費、1項総務管理費のまちづくり拠点整備事業につきましては、令和元年度分の部分を420万2,000円減額をさせていただいておりますけれども、道の駅の施工管理あるいは地域学習センターの施工管理等請負差額的な部分で減額をさせていただいているところでございます。

それから、第3表、繰越明許費の補正でございます。今回追加でございますが、8款土木費、1項道路橋梁費の関係、これは国の補正予算が対応するという関係でございます。これにつきましては翌年度に工事をするというので、繰越明許費の金額をお願いするという内容でございます。これにつきましては、後ほど歳出のほうで説明があらうかと思っております。

それでは、歳入のほうから順次説明をさせていただきます。27ページお願いをしたいと思います。これから出てくる部分につきましては、歳入歳出それぞれでございますけれども、年度末に至りほぼ事業が確定しましたので、増減整理等させてもらうのが主なものでございます。特に金額の大きい部分を順次説明をさせていただきますので、お願いします。

まず、27ページ。1款町税、5項入湯税、1目入湯税でございますけれども、150万円の減ということでございます。源泉井戸の修繕工事等を実施したことに伴いまして、入り込み客数が減ってきているということでの減額でございます。

それから、めくっていただきまして28ページ。6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金、これにつきましては国、県のほうから決定が来ておりまして、531万6,000円の減という形になっております。

それから、29ページでございますが、10款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金につきましても、それぞれ決定でございます。これにつきましては、住民税の減収の補填あるいは自動車税、軽自動車税の減収補填、それぞれこの部分を受け入れるという形になっております。

続きまして、11款地方交付税、1項1目地方交付税でございますが、3,376万円。普通交付税3,901万6,000円につきましては、決定している金額16億6,901万6,000円、

これ全額でございますし、特別交付税につきましては、地域おこし協力隊ということで9月議会でしたか補正をさせていただきましたが、今回残念ながら募集をしたのですけれども応募なかったということで、歳出のほうも同額としておりますけれども、特別交付税もその分落とさせていただいております。

それから、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございます。全体で207万6,000円でございます。特に1節社会福祉費負担金につきましては、低所得者保険料軽減負担金ということで、介護保険料の低所得者の関係、制度が変わりますので、その関係減額する分を国、後で県も出てきますけれども、国、県、市町村でそれらを介護保険のほうに繰り出すといった内容でございます。

めくっていただきまして、30ページでございますけれども、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の関係につきましては、3節子ども・子育て支援事業費補助金382万5,000円。こちらにつきましては、当初国からの直接補助金かと思っておったのですが、これは県のほうに国の分が一旦県に入って、県から一緒に来るという形になりますので、この辺減額をいたしまして、県のほうで予算のほうの組替えをさせていただいております。

それから、5目土木費国庫補助金721万8,000円でございますが、こちらにつきましては先ほどの繰越明許費でお願いした部分、そのうち457万6,000円が国からの補正がつきましたので、これについては繰越しをさせていただくという形になっております。

それから31ページ、15款2項8目のプレミアム付商品券事業助成費ということで909万3,000円の減額。1節につきましては事務費分、2節につきましては事業費分ということで、それぞれ決算見込み等が出ましたので、減額をさせていただいております。後ほど歳出のほうで説明をさせていただこうと思っております。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金につきましては、1節低所得者保険料軽減負担金は、先ほど国庫負担金で説明した内容と同様でございます。

それから、めくっていただきまして、32ページでございます。16款2項県補助金、2目民生費県補助金の2節児童福祉費補助金でございます。399万9,000円でございます。新潟県子ども・子育て支援事業費補助金、先ほど申し上げました国庫補助金のところを減額した部分を、こちらのほうに組替えをさせていただいているといった内容でございます。

それから、33ページでございます。18款寄附金、1項2目指定寄附金、今回500万円。ふるさと納税の分ということで、今の見込みで約563件で約1,650万円というこ

とで今回補正をさせていただいております。

続きまして、19款繰入金でございます。1項特別会計繰入金につきましては、2目後期高齢者医療特別会計繰入金、それから4目介護保険特別会計繰入金、それぞれ平成30年度の精算等に伴いまして一般会計に繰り戻すという部分でございます。

めくっていただきまして34ページ、19款2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、今回財源調整の関係で3,109万円を財政調整基金に繰り戻すという形でございます。令和元年度末の残高見込みは7億6,073万3,000円ということで見込んでございます。

それから、20款繰越金、1項1目繰越金は今回全額計上をさせていただいております。

21款諸収入、4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入451万円の減額でございます。これは、道の駅の関係で県からの費用負担分、県のほうでも交付金を受けているんですが、その配分等によって割戻しということで減額でございます。

それから35ページ、22款町債、1項町債でございます。それぞれ事業費に伴いまして増減整理をしております。1目総務債1億1,980万円の減ということでございます。1節公共事業債につきましては、地域学習センターの関係で当初どこまで起債が認められるかということで限度額の関係もありましたので、金額は上げておりましたけれども、おおむね借入れの金額が確定したという減額。それから2節一般単独事業債は1億2,760万円。当初地域連携施設につきましても、直売所以下イトインなりそれら全て起債が認められるかもしれないことということで計上しておりましたが、3節地域活性化事業債ということで、こちらのほうを新たに借入れをするということで、直売所のみでございますけれども、こちらにつきましては充当率90%。先ほど一般単独は75%の充当で交付税措置がありませんでしたけれども、こちらは充当率90%で交付税算入が30%ということですので、こちらのほうを借入れをさせていただきたいということでございます。

それから、4目土木債でございますが、1節道路整備事業債のうち公共事業等債の関係、追加補正分ですが、先ほど国の補正でつきました部分、補助残の充当率100%ということで起債の借入れをさせていただきます。交付税につきましても、100%の算入がされるということでこちらの借入れをさせていただきます。

めくっていただきまして、36ページでございます。22款1項6目臨時財政対策債につきましても、決定いただいている金額で減額をさせていただいております。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、歳出に移りますが、議案書の37ページお願い

いたします。1款議会費、1項議会費、1目議会費420万6,000円の減額をお願いするものでございます。

説明欄で説明をさせていただきます。1節報酬で223万円、3節職員手当等で153万9,000円につきましては、昨年4月の議員改選の議員定数1名減によるものであります。次に、4節共済費でございますが、給付負担率決定に伴う減額によるものです。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費317万円の減額でございます。委託料の関係、総合行政システムの関係、当初見込んでいた部分で一部改修が不要になった部分がありましたので、この分の執行残でございます。18節の備品購入費、職員用の端末50台ということで、こちら入札によりまして請負差額でございます。

めくっていただきまして、38ページです。2款1項7目企画費、60万7,000円の増額でございます。先ほど歳入でもご説明しましたとおり、ふるさと納税の金額が増えている。それに伴いまして、それぞれ利用するサイトによってまた手数料から委託料、それぞれ使用料、それぞれ変わってきますので、その部分の増額をお願いするものでございます。それから、10目少子化定住化対策費342万円の減額でございます。こちらにつきましては、移住支援金ということで、今年度から取り組んだのですけれども、いわゆる東京23区から田上町に移住してきた場合につきましては、県のマッチングサイトに掲載された中小企業等に就業した場合につきましては、単身では60万円、2人以上世帯で100万円ということで、国、県からの交付金もあるのですが、なかなか条件の関係もありまして、今回該当される方はおりませんでしたので、減額させていただいております。それから、新婚世帯家賃、それから新婚子育て世帯についても、当初で見ていた部分での今回整理をして不要になった分減額をさせていただいております。それから、11目まちづくり拠点整備事業2,174万4,000円の減ということでございます。こちらにおきましても事務費的な分、それから39ページにいきまして、委託の関係、それから工事費等の関係、それぞれ請負差額、事業の見直し等によって減額をさせていただいているところでございます。12目プレミアム付商品券事業助成費909万3,000円ということで、先ほど申し上げたとおり、ある程度商品券の事業につきまして見込み等が出ましたので、それぞれ事務費的な分。それからプレミアム分ということで、委託料で商工会のほうに委託をさせていただいておりますけれども、当初プレミアム分5,000円がつくわけですけれども、2,500人程度を見ておりましたが、今の見込みで1,050人ということでこの部分を減額をさせ

ていただいているところでございます。

それで、今日の総務産経常任委員会資料ということで、議会運営委員会のときに池井委員のほうから質問をされておりましたプレミアム付商品券の申請状況ということで、令和2年2月21日現在ということで資料を作らせていただきました。まず、非課税者分対象者数ということで2,200人見込んでおりましたけれども、申請の受付が869名ということで、申請率は39.5%という形になっております。それから、交付決定済み購入引換え件数ということで、申請を受けたのですけれども、今の部分で非課税が860人。それから子育て世帯につきましては、申請が特に必要ございませんので、該当者に対してこちらのほうから相当するという形で、今の時点では合計1,029人という内容であります。申請率について県内の状況ということで、県のほうから資料が出せないとの話ですが、田上町は39.5%ということで、30市町村中13番目という状況でございますし、町村ではちなみに一番トップです。町村では、田上町が1番という状況でございます。

(トップってどういう意味の声あり)

総務課長(鈴木和弘君) 1番目。市町村のうち1番。

(一番使っているということでねの声あり)

総務課長(鈴木和弘君) 申請率。

以上です。

産業振興課長(佐藤 正君) それでは、続きまして45ページの下段のほう見ていただきたいと思います。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費につきましては、55万5,000円の減額をお願いするものであります。右側の説明欄のほう御覧いただきたいと思います。雇用その他事業ということで55万5,000円の減額であります。これにつきましては、地方路線バス対策補助金ということで、新潟交通観光バス株式会社のほうに路線バスの補助金を交付しているものでございますが、運行するバスに係る修繕料が思ったよりもかからなかったということで、実績見込みによりまして減額を行うというものであります。

続きまして、次ページ、46ページのほう御覧いただきたいと思います。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費につきましては、75万円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、右のほう見ていただきたいと思いますが、農業振興事業ということで75万円の減額であります。青年就農支援事業経営開始型給付金ということで75万円の減額であります。これにつきましては、青年就農支援事業経営開始型給付金ということで、新たに就農される方につきまして年掛け1人

150万円、半期ごとに1回75万円の支払いを行っているものでございますが、支払いの対象者2名のうち1名の方が所得制限によりまして、給付されないということとなったため減額をお願いするものでございます。

続きまして、4目水田農業構造改革対策事業費160万円の減額であります。これにつきましては、19節負担金補助及び交付金で生産調整推進助成金ということで160万円の減額であります。これにつきましては、転作作物の奨励のために今回204人を対象に補助を行いました。補助の内容でございますが、加工用品だとか備蓄用米、飼料用米、米粉用米でありますとかソバ、大豆等々の作物を作った方につきましては、10アール当たりの補助金を交付しまして、2,800万円の予算に対しまして今回2,639万7,230円の交付をしたことによりまして、残りは補正減額ということでさせていただいたものであります。

続きまして、6目農地費であります。これにつきましては、1,844万5,000円の減額をお願いするものであります。右側の欄を見ていただきたいと思います。農地一般事業ということで1,786万2,000円の減額をお願いするものであります。その下、県営圃場整備事業ということで1,000万円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、県営圃場整備事業、田上郷上横場地区におきまして、圃場整備の事業採択に向けて事業を進めておりますが、仮同意につきましては100%を頂きましたが、本同意がまだ100%まで到達しておらず、今年度の利用につきましては地区の推進委員会に諮りまして、県予算自体もほかの圃場整備の実施地区、ほかの市町村に配分を行ったと。上横場のほうでは事業を進めることができなかつたということで、今年度分につきましてはやむを得ず減額をさせていただきました。続きまして、28節の繰出金につきましては、786万2,000円の減額であります。これは集落排水事業の特別会計に対する繰出金でございますが、これは事業がほぼ終了しまして数字が固まりましたので、その減額をお願いするものであります。詳しい説明につきましては、後ほど集落排水事業特別会計のほうで話があると思います。

地域整備課長（土田 覚君） 改めて、おはようございます。

続きまして、国土調査事業でございますが、58万3,000円の減額をお願いするものでございます。その内容でございますが、事業の確定によりまして58万3,000円の減額をお願いするものでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 続きまして、その下になりますが、6款2項林業費、2目林業整備費であります。363万円の減額補正をお願いするものであります。これにつきましては、右のほう、13節委託料につきましては、林道護摩堂線の橋梁点検業

務委託料ということで、この点検業務が完了したことによりまして請負差額の減額をさせていただきます。それから、その下の15節の工事請負費につきましても、林道護摩堂線の工事ということで、これつきましては工事内容の一部変更で、路肩のブロックの基礎工の変更によりまして、基礎が岩盤であるということで、当初ブロック積みでずっと積み上げる予定でございましたが、地盤がしっかりしているということで基礎工が減額ということになりましたので、それに伴います執行残を減額させていただきます。それから、その下、19節負担金及び交付金の10万円の減額でございます。これにつきましては、基幹林道推進事業協議会負担金ということでございます。これにつきましては、林道の関係で加茂市と田上町におきまして、林道今滝冬鳥越線の基幹林道の推進協議会という組織を作っておりました。協議会のほう解散となりまして、負担金の支払いが不要になったということによりまして減額をお願いするものでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、3目観光費であります。補正額525万6,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、地域おこし協力隊に係る経費を6月議会にて議決を頂きました。協力隊に関心を示していただいた方もおられましたが、残念ながら今年度中の採用はかないませんでした。したがって、やむを得ず減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） すみません、1ページおはぐりになってください。48ページになります。8款1項2目道路維持費でございますが、510万2,000円の追加をお願いするものでございます。その内容でございます。説明欄で説明させていただきます。15節工事請負費でございますが、側溝改良工事事業については65万4,000円でございますが、この減額は請負請差でございます。舗装補修工事事業については304万4,000円の減額でございますが、これにつきましても請負請差の減額でございます。次に、社会資本整備交付金事業でございますが、維持880万円でございますが、これが先ほど総務課長からもお話ししたとおり、平成31年度の国の追加補正でございます。この内容につきましては、橋梁長寿命化修繕工事ということで、町内の橋梁を3橋修繕するものでございまして、補助率が57.2%、起債が100%充当、交付税も100%入ってくるものでございます。なお、この工事につきましては、令和2年度の予算に計上しておりますので、6月議会で減額いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次に、4目道路新設改良費でございますが、59万2,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄で説明させていただきます。役務費、

負担金補助につきましては、不足が生じるため6,000円の追加をお願いするものでございますし、15節工事請負費でございますが、59万8,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のところで上野・西10号線で59万8,000円の減額をお願いするもので、この内容につきましては、請負請差でございます。

次に、8款3項3目下水道対策費でございますが、3,065万4,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、下水道事業会計の補正に合わせて繰出金を減額するものでございます。下水道事業特別会計のところで説明させていただきます。

8款4項1目住宅管理費でございますが、850万円の減額をお願いするものでございます。説明欄で説明させていただきます。19節負担金補助及び交付金でございますが、850万円の減額でございます。その内容につきましては、民間賃貸住宅建設補助金、アパート等の建設補助金ですが、平成28年度から令和2年度までの事業でございます。未申請だったものですから500万円の減額。それから、多世帯同居住まい推進リフォーム補助金、10件の件数を見込んでおったのですが、実際に申請があったものが3件ということで350万円の減額。合わせて850万円の減額をお願いするものでございます。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、50ページお願いします。9款消防費、1項1目常備消防費499万円の増額の補正をお願いするものでございます。説明欄にあります加茂市、田上町消防衛生広域組合の負担金、消防職員の退職に伴い不足が生じるということで今回増額をお願いするといった内容でございます。

続きまして、52ページ。11款公債費、1項公債費、1目元金でございます。45万9,000円の増額をお願いします。これにつきましては、平成20年度に借入れをいたしました臨時財政対策債の利子の見直し、これ10年ごとに見直しをするのですが、当初借り入れた利子が1.4%、今回0.01%ということでございますので、利子が下がった分元利均等ということで、合計の金額で償還をしておりますので、利子が減った分元金がプラスになるという形の増額の補正をお願いします。2目利子につきましては830万7,000円の減ということでございます。平成30年度の借入れ分の利率が確定したことに伴いまして、不要になる分減額をさせていただきます。

すみません、以上です。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 以上、説明は終わりました。

ただいま説明のありました案件につきまして、ご質疑ある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） まず38ページ、移住支援金についてです。これ令和元年度の新た

な国の補助で、ある意味ちょっと期待というか、新規事業で期待していたのですけれども、結局使えなかったということなのですから。まず一つ聞きたいのは、全県的にそんな同じような使えないような状況だったのか。ほかの市町村ではばんばんこれ使って移住者の支援に使ったけれども、田上だけ使えなかったのか。それとも広報しにくいとか、関東方面とかに対して広報しにくいとか何かそういう要因があったのか、ちょっとそこら辺を聞かせてもらいたいのと。もう一つ、私聞いたので、プレミアム商品券のことについてです。これ意味合い的には、子育て世帯はある意味100%来たけれども、非課税分のところは自分が非課税の人だと分かるのと恥ずかしいとか、または施設に入っていて何か情報がよく行かないとか、そこら辺の情報分析がしっかりできているのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

2点お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 移住については、では渡辺係長から後で報告をさせていただきます。

プレミアム付につきましては、それなりに町のほうもそういう部分で何度かきずな、文書のほうも二、三度出させていただいている部分があります。それで、この部分でなければ、以前と違って一旦本人が買わなければいけない部分もあるので、その部分も少しあったのかなという。今までは何か臨時福祉給付金などというのは、町から振り込みを代わりにやっていた部分があった部分があるので、そういう部分も少し影響があったのかな。保健福祉課長に具体的には聞いていませんけれども、町も最初これ低いのかななどと思ったのですけれども、先ほど申し上げましたように、申請率で見るとそんなに、私も大分前になかなかこれが申請率が上がらないみたいのをちょっと報道で出ていたかと思うのですけれども、当初は1回広報すれば事務費はそこまでだったという部分をだんだん率が悪いから市町村も何か対応してくれ、対応してくれという形の中で、一応先ほど申し上げましたように、きずなとかもう一回申請書を出すという形で町としても、それなりに取り組んでいった結果ではなかったかなというふうには思っています。

では、移住支援は係長のほうから。

政策推進係長（渡辺 聡君） では、移住支援の関係を日本全体のどちらの県も取り組んでいる事業になりますので、その全体の状況をご報告させていただきます。これは、集計が12月31日現在のものが最新になっておりますので、そこから少し数字が動いているのかと思いますが、まず新潟県の状況で言いますと、この移住支援金を

申請された件数というのはゼロ件です。新潟県内でゼロ件。全国で言いますと26件です。というような状況になってございまして、県のほうに今の最新状況がどんなのだろうかということで確認させていただきましたところ、新潟県につきましては移住支援金の申請件数については、今のところ3件申請があったということは聞いてございます。実際のところ、どちらの県もマッチングサイトという求人載せているサイトがあるのですけれども、そのサイトに載せている求人のところに就職をされて初めて支援金が出るというようなことになりますので、そこら辺で自分が希望される職ですとか、そういったところがなかなかニーズが合っていないのかというようなところになるのかなとは思いますが、一応状況としては以上のようなとなっておりますので、よろしく願いいたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

では、ないようですので、これで質疑を終わります。

ここでちょっと暫時休憩しましょう。

午前 9時54分 休憩

---

午前10時10分 再開

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第12号、第13号、第17号の説明をお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、議案第12号からになりますが、よろしくお願い致します。議案書の53ページからになります。議案第12号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,905万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,247万2,000円といたすものでございます。その主な内容といたしましては、年度末に至り事業がほぼ確定したことによりまして、歳入歳出それぞれ増減整理をお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。59ページお願いします。歳入でございしますが、1款1項1目下水道事業負担金でございしますが、8万1,000円の追加をお願いするものでございます。これは、下水道に加入される方がいましたので、受益者負担金を追加するものでございます。

それから、2款1項1目下水道事業費でございしますが、10万6,000円の減額をお願いするものでございまして、現年度使用料52万円の減額、滞納繰越し分で41万4,000円の追加ということで、差引きしまして10万6,000円の減額をお願いするものでございます。下水道事業につきましては、やはり暖冬の傾向が続きまして使用料収入がな

かなか見込まれないものですから、当初予算に比べまして減額の52万円をお願いするものでございます。

次に、2款2項1目下水道手数料でございますが、8万5,000円の追加をお願いするものでございます。これは、排水設備登録手数料の8万5,000円の追加をお願いするものでございます。

1ページおはぐりください。3款1項1目下水道事業費国庫補助金でございますが、1,305万9,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金の事業確定に基づきまして、1,305万9,000円の減額をお願いするものでございます。その内容につきましては、改築更新及び下吉田川の浸水対策ということで、双方合わせまして1,305万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、4款1項1目繰入金でございますが、3,065万4,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、一般会計の繰入金でございますが、歳出に合わせて3,065万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、5款1項1目繰越金でございますが、853万4,000円の追加をお願いするものでございまして、これにつきましては平成30年度分の繰越金でございます。

次に、6款4項1目雑入でございますが、113万5,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、説明欄のほうお願いいたします。新潟五泉間瀬線の道路改良工事に伴う、下水道管の移設補償費を121万5,000円見込んでおいたものでございますが、県の事業に合わせまして次年度に送るということで121万5,000円の減額をお願いするものでございます。次に、2節消費税還付金でございますが、8万円の追加をお願いするものでございます。

次に、7款1項1目下水道事業債でございますが、280万円の減額をお願いするものでございまして、説明欄のほうで説明させていただきます。下水道事業債ということで、公共補助事業分、公共単独事業分、特環補助事業分、特環単独事業分ということで説明欄に書いてあるとおりでございます。それらを差引きしまして下水道事業債として180万円の減額をお願いするものでございます。次に、2節下水道資本費平準化債につきましても、100万円の減額をお願いするものでございます。

歳出を説明させていただきます。おはぐりください。62ページからになります。1款1項1目一般管理費でございますが、149万円の減額をお願いするものでございます。それらにつきましては、消費税ということで、還付によりまして149万円の減額を当初は納めるつもりでございましたが還付をお願いするものでございます。

1 款 2 項 1 目管渠維持費であります。412万8,000円の減額をお願いするものでございまして、説明欄のほうを見ていただきますとこの事業の確定に伴いまして、節制に努めさせていただきまして、おのこの不用額の減額や請負請差を減額するものでございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2 項 2 目処理場管理費でございますが、1,366万1,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうで説明させていただきますが、11節需用費511万1,400円。これらにつきましては、適正な維持管理に努めさせていただきまして不用額が生じるものでございます。それから、13節委託料につきましては854万7,000円の減額。これらにつきましては、4 項目でございますが、いずれも請負請差でございます。よろしくお願ひします。

次に、2 款 1 項 1 目下水道事業費でございますが、1,698万6,000円の減額をお願いするものでございまして、説明欄で説明させていただきます。9 節、13節につきましては、9 節は不用額でございますし、13節につきましては請負請差でございます。

1 ページをおはぐりになってください。15節工事請負費につきましても、公共汚水柵設置工事、これにつきましては不用額、田上終末処理場の改築更新工事387万9,000円につきましても、13節、15節、17節、22節につきましても請負請差や不用額でございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、3 款 1 項 1 目公債費の元金でございますが、2 万1,000円の追加をお願いするものでございます。これは、利率の変動によりまして当初予算のときから今現在の利率の状況によりまして追加をお願いするものでございますし、2 目利子でございますが、281万円の減額をお願いするものでございます。これも利率の変動によりまして当初予算のときの見ていた利率から借入先の利率ということで、現在の利率が0.2%でございますので、利率の変動によるもので減額させていただくものでございます。

次に、1 ページおはぐりください。66ページになりますが、議案第13号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算については、歳入歳出それぞれ387万4,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,653万円といたすものでございます。それらにつきましても、事業がほぼ確定したことによりまして、増減整理をお願いするものでございます。

歳入から説明させていただきます。71ページからになります。71ページの歳入で

ございますが、分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金につきましては、13万8,000円の追加をするものでございます。これは、後藤で1件の加入があったものでございます。

それから、2款1項1目農業集落排水使用料につきましても、31万1,000円の減額をお願いします。これも暖冬傾向にありまして、実績使用量の実績見込みに合わせまして減額をお願いするものでございます。

3款1項1目繰入金についても、786万2,000円の減額をお願いするものでございますが、これにつきましては歳出見込みに合わせまして一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、1ページおはぐりください。72ページになりますが、4款1項1目繰越金でございますが、416万1,000円の追加をお願いするもので、これについては平成30年度の繰越金をここで計上するものでございます。

次に、73ページをお願いします。歳出を説明させていただきます。1款1項1目一般管理費でございますが、10万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは、消費税の関係で額の確定によりまして、10万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、1款2項1目管渠維持費でございますが、177万2,000円の減額をお願いするもので、説明欄で説明させていただきます。11節修繕料89万2,000円から以下下水道管渠清掃業務委託、工事請負費については不用額であったり、請負請差がありまして減額するものでございます。

次に、2目処理場維持費でございますが、199万4,000円の減額をお願いするものでございます。それにつきましても、適正な維持管理に努めさせていただきまして、おのおの11節需用費、1ページおはぐりになってください、12節役務費、13節委託料ということで、おのおの減額するものでございます。

次に、議案第17号になります。おはぐりになっていただいて、107ページからになります。よろしくをお願いします。議案第17号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)の議定につきましては、予算第3条に定める収益的収入の予定額から43万円を減額し、2億4,936万5,000円に、並びに予算第4条に定めた資本的収入予定額から203万2,000円を減額し1,496万2,000円に、資本的支出の予定額に500万円を追加しまして1億1,804万2,000円というものでございます。その主な内容といたしましては、年度末に至り事業がほぼ確定したことによりまして収入、支出それぞれ増減整理をお願いするものでございます。

それでは、収益的収入の収入から説明させていただきます。109ページお願いいたします。1款1項1目給水収益でございますが、補正予算として430万円の減額をお願いするものでございます。これらも下水道事業のところでもお話ししましたけれども、当初予算の見込みに対しまして、暖冬傾向でございまして、使用料収入が実績見込みで少ないことから、節水傾向と節水器具の関係がございまして430万円の使用料の減額見込みだということで減額させていただくものでございます。

1ページおはぐりください。資本的収入及び支出の関係でございます。収入でございますが、1款3項1目補償金でございます。補正予算203万2,000円の減額をお願いするもので、これは補償金でございまして、公共工事補償金203万2,000円ということで、これについては新潟県が行う新潟五泉間瀬線の本設工事を見込んでおったのですが、次年度に新潟県が繰越ということでございますので、203万2,000円の減額をお願いするものでございます。

支出でございますが、1款1項1目配水設備費でございますが、400万円の減額をお願いするものでございます。それにつきましては、工事請負費ということで、配水管等移設工事費の請負請差を400万円減額するものでございます。

次に、3項1目企業債償還金でございますが、900万円の追加をお願いするものでございます。これは元金償還金ということで、地方公共団体の金融機構に対しての元金償還金でございますが、不足が見込まれることから900万円の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願います。ありませんか。

では、質疑もないようですので、議案第12号、第13号、第17号につきましては、質疑を終了いたします。

全議案の質疑が終了しましたので、これより討論及び採決を行います。

最初に、議案第2号の討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。  
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。  
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。  
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。  
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。  
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決定しました。

最後に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午前10時32分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年3月3日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一